

高知県雇用対策本部設置要綱

(趣旨)

第1条 厳しい雇用情勢等に対処し、働く場の確保・創出を効果的かつ円滑に進めるため、高知県雇用対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 対策本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 働く場の確保・創出に資する施策の調整と推進に関する事。
- (2) 経済・雇用動向の把握等情報収集及び連絡調整に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対策本部の目的を達成するため必要な事項に関する事。

(組 織)

第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は知事、副本部長は商工労働部長の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(職 務)

第4条 本部長は、対策本部を統括し、本部を代表する。

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要があると認める時は、本部員以外の者を会議に出席させることができる。

(幹事会)

第6条 本部事務の円滑な推進を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事長は、商工労働部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。

(幹事会議)

第7条 幹事会の会議は、幹事長が招集し、これを主宰する。

- 2 幹事長は、必要と認める時は幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、商工労働部雇用労働政策課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月12日から施行する。

別表1

本部員	副知事、総務部長、危機管理部長、健康政策部長、子ども・福祉政策部長、文化生活スポーツ部長、産業振興推進部長、中山間振興・交通部長、観光振興部長、農業振興部長、林業振興・環境部長、水産振興部長、土木部長、理事・東京事務所長、教育長、公営企業局長
-----	---

別表2

幹事	政策企画課長、財政課長、危機管理・防災課長、保健政策課長、地域福祉政策課長、文化国際課長、計画推進課長、中山間地域対策課長、商工政策課長、観光政策課長、農業政策課長、林業環境政策課長、水産政策課長、土木政策課長、教育委員会事務局教育政策課長、公営企業局県立病院課長、雇用労働政策課長
----	---